福岡県食事療養提供体制確保事業支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県食事療養提供体制確保事業支援金(以下「支援金」という。)事業の実施について、必要な事項を定める。

(給付の目的)

第2条 この支援金は、医療機関等に対し支援を行い、継続的に必要な地域 医療を提供することを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 支援金事業は、福岡県から業務を委託された「福岡県食事療養提供 体制確保事業支援金事務局」(以下「事務局」という。)が事務の取扱いを 行う。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付対象者は、令和6年4月1日において医療法の規定に 基づき開設している福岡県内の病院または病床を有する診療所のうち、保 険医療機関の指定を受けた施設を開設又は管理する者とする。ただし、令 和6年4月1日から令和6年5月31日までの全ての期間を休止している (外来、診療及び入院患者の受入れを行っていない)施設は対象としない。

(同意事項)

- 第5条 支援金は、次の各号のいずれにも同意し、申請書に添えて同意した 旨を記載した書類を提出したものでなければ支給しない。
 - 一 給付対象者の要件を満たしていること
 - 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
 - 三 支援金を重複して申請しないこと
 - 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - 五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
 - 六 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務 局と共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第6条 この支援金の額は、別表1の第1欄に定める施設に応じて第2欄に 定める額を給付する。 (申請期間)

第7条 支援金の申請期間は、令和6年5月13日から同年7月31日まで とする。

(申請手続)

第8条 支援金の給付を受けようとする者は、別表2に定める書類を添えて申請書(様式1)により書面で申請しなければならない。ただし、令和5年12月20日以降に「福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱」に基づく支援金の給付を受けた施設で、その申請区分に変更がない者である場合は、添付書類を省略することができる。

(給付決定の通知)

第9条 前条の規定による支援金の申請があったときは、事務局はその内容 について審査し、福岡県が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し 給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第10条 福岡県は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行 為があったと認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消す ことができる。

(支援金の返還)

- 第11条 福岡県は、前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部 を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、支援 金を返還させることができる。
- 2 福岡県は前項に基づき支援金を返還させるときは、次の各号を支援金の申請者に通知する。
 - 一 返還すべき支援金の額
 - 二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第12条 福岡県が第9条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備 による振込不能等があり、事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書 の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなか ったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は

別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

別表1 (第6条関係)

- (2)4 - SIANA NIV	
1 施設	2 給付額
病院	許可病床数 (※) × 3,200 円
有床診療所	

[※] 令和6年4月1日における許可病床数

別表2 (第8条関係)

添付書類	振込先の通帳の写し(預金名義等が確認できるページ)
------	---------------------------